

村内で起業される方・村内で事業を営む事業者の皆さまへ

2023年度 がんばる事業者応援事業補助金のご案内

村では、村内で新たに起業される方（新規起業家）や村内で既に事業を営んでいる方（既事業者）の事業活動の維持及び持続的な発展を図るため、地域産業の活性化、移住・定住の促進、新たな雇用の創出に資する取り組みを予算の範囲内で支援します。

1. 補助金の内容

A. 創業・開発に対する支援（業種によっては対象とならない場合があります。）

補助メニュー	対象区分	補助率	限度額
① 村内で新たに起業する場合	新規起業家	4分の3	150万円
② 新たな分野への進出や現在の事業の拡大を行う場合	既事業者	2分の1	50万円

B. 経営・継承に対する支援（業種によっては対象とならない場合があります。）

補助メニュー	対象区分	補助率	限度額
① 経営環境を改善するための専門家の派遣や効率化・省力化のための設備改修やIT機器等を導入する場合、又は現在の事業を継続させるために別の者に事業の全部を継承する場合	既事業者	2分の1	50万円

2. 対象経費

施設改修費、設備費、専門家謝金、旅費、委託費、広告宣伝費など

*上記経費について、審査の中で対象外とさせていただく可能性がございますので、あらかじめご了承ください。

2. プレゼン選考

選考は、下記の着眼点より審査を行いますので、資料作成・プレゼンの内容の参考にしてください。

1. 整合性：地域産業の活性化、移住・定住の促進、新たな雇用の創出につながるか。
2. 具体性：事業の手法・内容等が明瞭で効果的かつ効率的なものか。
3. 実現性：事業計画は実現可能なものか。
4. 適格性：経費の積算は適切か。
5. 継続性：事業の継続性があり、将来の発展が期待できるか。

3. 補助金交付スケジュール

全補助メニュー共通

事前審査申請：5月31日（水）まで



選定審査会ヒアリング：6月上旬予定（注）申請者によるプレゼンテーション審査を行います。



交付申請の可否決定：6月中旬予定



交付申請：6月30日まで



交付決定：7月上旬予定



事業着手：交付決定以降



（注）交付決定前（4月1日以降）に事業着手する場合は、事前に届出が必要です。

補助金の支払（概算払）：事業の実施上必要と認められた場合は交付決定額の3分の2を概算払として交付します。



事業完了



実績報告：事業完了から30日を経過した日又は2024年3月31日のいずれか早い日まで



補助金の確定



補助金の支払（精算払）

3. その他（注意事項）

過去3年以内（令和2年度以降）に当該補助金の交付を受けた方は対象外となります。

ただし、別の事業区分へ申請する場合はこの限りではありません。

また、申請を考えている方は、必ず事前にご相談ください。

■補助金制度の詳細や申請に必要な書類等、詳しくは下記までお問い合わせください。

十津川村役場企画観光課

住 所：〒637-1333

奈良県吉野郡十津川村大字小原 225 番地の 1

TEL：0746-62-0004

FAX：0746-62-0210

E-mail：kankou@vill.totsukawa.lg.jp